○法務省告示第二百七十三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定による認証紛争解決事業者の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月十四日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所

一般社団法人電力系統利用協議会

東京都千代田区神田神保町二丁目十番地十

解散年月日

平成二十七年三月三十一日

○外務省告示第百五十二号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅱから Ⅳまでの日本国の部分は、同協定第六条3の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十六年五月十五日に効力を生じた。

（平成二十六年六月四日付け世界貿易機関事務局長確認書）

外務大臣　岸田　文雄

平成二十七年五月十四日

附属書Ⅱ　法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であってこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

日本国

一　付表1に掲げる機関については、次のいずれか又は双方のもの

1　官報

2　法令全書

二　付表2に掲げる機関については、次の1から4までに掲げるいずれかのもの若しくは5に掲げるもの又はその双方のもの

1　県報

2　市報

3　県報又は市報に相当するもの

4　官報

5　法令全書

三　付表3に掲げる機関については、次の1及び2に掲げるいずれか若しくは双方のもの又は3に掲げるもの

1　官報

2　法令全書

3　http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html

附属書Ⅲ　第七条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

日本国

一　付表1に掲げる機関については、次のもの

1　官報（紙面及びhttp://kanpou.npb.go.jp（公示が行われた日から三十日間は、無償で閲覧可能）で入手可能）

○法務省告示第二百七十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月十四日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

岐阜県土地家屋調査士会

岐阜県岐阜市田端町一番地の十二

認証年月日

平成二十七年四月二十七日

二　付表2に掲げる機関については、次のいずれかのもの

1　県報

2　市報

3　県報又は市報に相当するもの

三　付表3に掲げる機関については、次のいずれかのもの

1　官報

2　http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html

附属書Ⅳ　締約国が第十六条5の規定に従って調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条6の規定に従って落札に関する公示を行うウェブサイトのアドレス

日本国

この協定の適用を受ける契約に関する日本国の統計は、第十六条4の規定に従って委員会に報告される。したがって、日本国は、第十六条5又は6に規定するウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、同条4の規定に基づくデータの提出に代えることはしない。

○外務省告示第百五十三号

平成二十七年四月二十四日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　大塚雅也在ナイジェリア臨時代理大使

ナイジェリア側　アブバカル・O・スレイマン国家計画大臣

平成二十七年五月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百五十四号

平成二十七年四月二十八日にタシケントで、ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　加藤文彦在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　エリヤル・ガニエフ対外経済関係投資貿易大臣

平成二十七年五月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第二十五号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十七年五月一日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十七年五月十四日

文化庁長官　青柳　正規

特定非営利活動法人デイジー横浜

○農林水産省告示第千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町谷畑字北谷五五六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）